

# 平成25年第3回東大和市議会総務委員会記録

平成25年6月13日（木曜日）

## 出席委員（8名）

委員長	押本	修君	副委員長	佐竹	康彦君
委員	尾崎	利一君	委員	二宮	由子君
委員	蜂須賀	千雅君	委員	関田	正民君
委員	尾崎	信夫君	委員	中野	志乃夫君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（2名）

4番	実川	圭子君	9番	中村	庄一郎君
----	----	-----	----	----	------

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	関田	新一君	事務局次長	長島	孝夫君
議事係長	下村	和郎君	主事	櫻井	直子君
主事	吉川	和宏君			

## 出席説明員（8名）

副市長	小島	昇公君	企画財政部長	並木	俊則君
企画財政部参事	田代	雄己君	総務部長	北田	和雄君
子ども生活部長	榎本	豊君	総務管財課長	東	栄一君
総務部副参事	伊野宮	崇君	市民生活課長	田村	美砂君

## 会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 第40号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について
- (3) 25第3号陳情 東大和市契約事務規則の「処分」に対する法令適用を求める陳情
- (4) 所管事務調査

東大和市議会における災害対策に関すること

午前 9時37分 開議

○委員長（押本 修君） ただいまから平成25年第3回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

---

○委員長（押本 修君） まず座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

座席につきましては、ただいま御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

○委員長（押本 修君） 次に、第40号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

今回、指定管理者が変わることになると思うんですけれども、その理由なんですけど、考えられる理由として、これまでの指定管理者がやった中でふぐあいがあったということがあったのかどうか。それから、新しくかわるに当たって、そのかわった理由として、かかるお金がこれまでの指定管理者よりも少なく済むというようなことなのか。それから、市民サービスの向上、企画の点ですぐれていたということなのか。今3点挙げましたけれども、その全てが該当するということもあるかもしれませんが、そこら辺について概括的に伺いたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） これまでの現指定管理者の件につきましては、特別大きなふぐあいがあったということではございません。また、今回新しくかわる理由でございますけれども、今回は提案方式という形で、応募団体4団体ありまして、最終的に2次審査、3団体になりました。そこでプレゼンをやりまして、そこで特徴的な提案をされたということで、今後の発展性等を含めて、その新しい業者を選ばさせていただきました。

その結果、市民サービスの向上という点でございますけれども、例えば今回のJNS共同事業体につきましては、例えばチケットの販売などにつきましては、JT Bグループが全国に2,600カ所そういう支店をお持ちですので、そういうところからチケットが購入できるとか、あるいは独自の提案としましては、商工会を巻き込んだ地域活性化事業などの取り組みもありまして、今後の東大和市の地域の活性化につながるのではないかと、そういう視点を踏まえまして、新しい業者を選定いたしました。

また、かかるお金につきましては、現在の指定管理者につきましては、5年間で4億1,339万9,000円ということで提案時の指定管理委託料を提案していただいております。今回のJNS共同事業体につきましては、4億5,954万6,000円ということで、5年間に換算しますと4,600万円強、この新しい指定管理者は高くなるというようなことになっております。

この主な理由でございますけれども、今回新しく施設管理システムの導入を予定しております。それは事業者のほうに提案をしていただきまして、その経費が約1,700万円ほどかかります。また、現在の指定管理者、事業内容にも問題はないんですが、ただ収支の面で若干課題がございまして、21年度、22年度の2年間で

1,700万円ほどの赤字が出ております。そのようなことを踏まえた中で新しい事業者は金額を見積もっているということです。

また、小さい話になるかもしれませんが、電気料金などもここで上がったりしておりますので、それも加味したり、あるいはサービス向上の点を踏まえて、新しい指定管理者は金額を見積もっているというふうを確認しております。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） 1点だけです。商工会を巻き込んだ地域活性化事業について、詳しく教えていただけますでしょうか。

以上です。

○企画財政部参事（田代雄己君） 事業計画書が今お手元にあるかと思うんですけれども、今回の40号議案の資料になります。（1）から（3）がありますけれども、（2）の基本事業計画書があるかと思えます。通し番号で95ページになるかと思えますけれども、例えば提案としまして、95ページの地域活性化事業としまして、東大和市ミュージックフェスタ（音楽祭）ですけれども、この辺で市内の施設、大規模に商店街等を含めまして、市民の集まる場所で音楽祭を実施すると。大規模なイベントを企画提案するということがあります。

また、商工会に限らず、その2つ下に東大和物産市とありますけれども、東大和の名産や特産品を販売する物産市をハミングホールでやって、人を集めたらどうかという提案もございます。

また、一番下になりますけれども、ポイントカードサービスということで、このような形でやまとカードを使って、その利用者に何か特典を与えるというような提案も出ているところでございます。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 選定結果のところ、サービスの姿勢が特筆すべきものであり、他の公共施設の波及効果が認められることというふうに記されているんですけれども、その他の公共施設の波及効果というのはどういったものがあるのか、教えていただけますか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 一つは、新しい指定管理者は観光旅行業ということで、お客様をおもてなすという精神が非常にたけているというように、視察やプレゼンを聞きまして考えております。例えばの例ですけれども、清掃される委託先、清掃業者の方だったり、警備の業者、そういう方を含めて接遇の研修をして、きちんとお客様が来たときに挨拶ができるように、ちゃんとおもてなしができるような、そういう研修などもしております。そういう点につきましては、私どもの公共施設、どんな方が来ても人をおもてなすという、そういう精神というのは使えると思っております。

また、そういう観光や市内の活性化ということで、やはり民間企業としてのそういうノウハウをお持ちですので、そういうのを活用することによって、例えばさまざまな市が事業を行いますけれども、そういう中でも人を集める工夫だったり、地域をもうちょっと巻き込んだ取り組みだったり、そういうことが参考になるかと考えております。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちょっと基本的なこと教えてほしいんですけども、今回今までの事業者さんから新しい事業者に変更になったことに関しては、もともとこの協定といいますか、5年間ですか、その中でも年限が来たからかえることによって公募したという形なのか、それで今回、現在やってる事業者はこの公募には応募してなかったのかどうか、それとあと基本的にはこれは5年間というちょっと協定書の中にも書いてありま

すけれども、5年間ということですから、5年間で実績が試されるという内容で確認してよろしいんですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 指定管理期間の5年間につきましては、条例のほうで規定されておまして、5年間ということですので、協定もそれに従ってつくられているということでございます。

また、現指定管理者が公募したかどうかにつきましては、公募して、応募団体に入っております。

また、その実績につきましては、厳しいかと思えますけれども、5年間である程度成果を出さないと、やはりこの住民サービスの向上のために指定管理者制度を導入しておりますので、そこが効果だと思っておりますので、やむを得ないかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） ちなみにそうすると、公募した団体というのは何団体だったんですか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 公募において、応募団体につきましては、4団体になっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 指定管理者に運営をお願いするということですが、先ほど市民サービスの問題を出されましたが、そうは言っても民間に出すということですので、例えば事業者とすれば独自の企画をふやして、そこで収益を上げたいというふうに当然なるわけですし、例えばそういうこととの関係で、市民が借りられるこま数が減ってしまうとかいう懸念、もしくはこの間5年の実績も踏まえて、そういうことはないのか、それから使用料金の問題で値上げをされるというようなことはないのか、この点。これらの点ですね、市民サービスにおける向上を阻害するようなことはないのかというのが1点、それからやはり指定管理といえども市が責任を持って運営するということですから、その中で例えば残業代の不払いなども含めて、働いている人たちの権利が侵害されるというようなことはないのか、それらの点について伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず、施設の利用の件でございますけれども、募集要項や仕様書の中で指定管理者、あるいは市が主催する事業の利用する数が決まっておりますので、その中で市民サービス、市民が借りる場所の提供も行いつつ、指定管理者が独自で事業を組むというような流れになっております。

また、使用料金につきましては、条例で上限が決まっておりますので、その中でお金をとっていただきますので、条例の改正につきましては議会の議決が必要ですので、その辺では値上がりをするということはありません。

私からは以上です。

○市民生活課長（田村美砂君） 毎月の残業代など、そういう労基法のほうの遵守のことですけれども、そちらに関しましては、募集要項の中でも労基法を遵守することということで一文載せてございます。毎月、現管理者ですけれども、調整会議を行っておりますので、その中で相手業者からシフト表ですとか、今の人員体制などを出していただいておりますので、その辺は毎月把握はしておりますので、今後の候補者のほうにもそのような形でしたいと思っております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） こちらのJNS共同事業体なんですけれども、他の自治体でも指定管理を受けているのかどうかということと、受けているならばその自治体で、例えば東大和市のほうに提案した事業で、似たような事業をやっている、その事業についてうまくいっているのかどうか、この点について確認されているのかどうか伺います。

○市民生活課長（田村美砂君） 近隣の自治体で実績でございますけれども、こちらの近くですと西東京市のこ

もればホールのほうが候補者のほうが管理運営のほうを、ことしの4月1日から行っております。そちらのほうにも確認をいたしましたけれども、提案のあった内容で管理運営、4月から順調に行っているということで聞いております。

以上でございます。

○委員（二宮由子君） 1点確認なんですけれども、現状ハミングホールで開催されている、事業開催のときに、共同作業所の方がホワイエなどで物品販売などされているかと思うんですが、今回、例えば指定管理者がかわった場合にも、それが継続されるかどうか確認をさせていただきます。

○市民生活課長（田村美砂君） 物品販売の件ですけれども、そちらのほうは条例に違反しないような形で今後でも使用できればと思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 私、先ほど伺って答弁いただいた労働者の管理の問題や、それから市民サービスを阻害しないというような点については、この基本協定書は原案になっていますけれども、今後の協定書や仕様書の中で明記をされるという理解でよろしいでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 労基法のこと、それからサービスの件ですけれども、この指定の議決をいただいた後、候補者のほうと協定書の締結に向けて協議を進めてまいります。原案のほうは、議案資料のほうにもつけさせていただきましたけれども、そちらの内容に沿った形で調整のほうをしていきたいと思っております。以上です。

○委員（尾崎信夫君） 一つは、今までハミングホールは例えば展示ができなかったというケースがございます。今回の業者の場合には、ホワイエや現在の大ホールの裏のところでの展示が、これ、料金を払って入るか入らないという問題になってくるので、ちょっとその辺の問題はあるんでしょうけども、絵を飾るとか、写真を飾るとか、文化協会に加盟する団体とそういうものの展示ができるのかどうかという問題。

それから、先ほど赤字が出たと、1,700万ぐらいですか、出たというお話でございます。これ、収益を上げるための一つの方法として、これ条例変更しなければならぬと思いますが、今の駐車場の利用率がどの程度なのかということです。これ、1回に500円、最高1,500円になっているんですが、1,000円の切符を買って丸々とめると1,500円の駐車料がかかってしまうという、こういう状況を招いているわけでありまして。周辺の駐車場は時間で100円、200円の駐車場が周辺にあるわけでありまして、ハミングホールでのやはり駐車場のありよう、駐車料金のあり方を、これはもう少し見直して行って、できるだけ地下の駐車場を利用させるような方策を考えていくことも大事だと思うんですが、これについてはどのようにお考えになっているのか。これとはちょっと離れてしまいますけれども、お答えいただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 文化協会等の団体の展示のお話でございますけれども、JNS共同体の視察に行ったわけなんですけれども、その施設につきましても、地域のそういう団体の成果品というか、そういうものを展示しているのも実際見てまいりました。そういうこともありまして、やはりこの新しい団体につきましても、そういう文化協会等との連携をとって、そういう展示等も考えていただけるものと思っておりますので、その徹底につきましても、また連絡会議等をお願いしてまいりたいと思っております。

駐車場の料金の考え方でございますけれども、一方でこの駐車料金というのは事業者の収入になりますので、そこにつきましても、収入が減りますと、今度指定管理料として市がお支払いすることにもなりますので、その全体的な効果、あるいは費用負担を踏まえて検討したいと考えております。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 駐車場の件ですけれども、済みません、利用率のところはちょっとわからないんですが、21年の4月から30分100円に設定をいたしました。それまでは1時間300円という設定だったんですが、30分100円で上限を決めました。そのことによりまして、年間2,000台ほど駐車場を利用する方がふえたということでこちらのほうでは把握しております。

以上です。

○委員長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第40号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休憩

---

午前 9時59分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○委員長（押本 修君） 次に、25第3号陳情 東大和市契約事務規則の「処分」に対する法令適用を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第3号陳情 東大和市契約事務規則の「処分」に対する法令適用を求める陳情

○委員長（押本 修君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

これは私からなんですが、今回、この陳情内容といいますが、文言が非常に難解でありますので、担当のほうからちょっと御説明をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部副参事（伊野宮 崇君） まず陳情内容の1でございますが、この契約事務規則第5条等における申請でございますけれども、この申請というものは、私的契約を行うための準備行為に当たるものであります。対等な立場で行う私的契約の手続として入札を行いますけれども、この入札に参加を希望する者が、その資格審査のために市長に対して行う申請を指すものであります。

それから、陳情事項1の後段にあります同市行政手続条例2条1項4号の申請であります。この申請は市長が行う行政処分を求める行為であり、行政処分の前提行為であります。許認可等の利益を付与する行政処分を求めるため、優越的な立場にあります市長に対して事前に行う申請のことであります。

次に、陳情事項2。その申請であるとするならば、これに対応する市長は行政庁であるかということですが、この行政庁の言葉の説明をいたします。これは行政主体の意思を決定し、これを外部に表示する権限を有する行政機関のことであります。市長も行政処分を行う場合は行政庁になります。

申請につきましては、先ほど陳情事項1のところでも御説明いたしましたけれども、申請が行政処分の前提行為であれば、これに対応する市長の行為も行政処分になりますし、それから申請が私的契約の準備行為である場合には、これに対応する市長の行為は私的契約に関する行為であって、行政処分ではありません。以上でございます。

続いて、陳情事項3、当該市長の登録は同手続条例2条1項3号の処分であるかでございますけれども、この登録は流れからすると契約事務規則に基づく登録というふうに考えられますけれども、先ほど申請につきまして御説明したとおり、これは対等な当事者間で締結する私的契約の準備行為に当たるものであります。契約手続としての入札について参加資格を有すると、そういうふうに認められる者を名簿に登載する行為であります。

それから、手続条例2条1項3号の処分ではありますが、これは行政庁、先ほど行政庁の御説明をいたしましたけれども、その行政庁が優越的な地位で行う行政処分のことであります。条文上は条例等に基づく行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為と規定されております。

それから、陳情事項4、同規則、これは契約事務規則ですが、36条の指名基準は同市行政手続条例第5条の審査基準であるかということですが、この指名基準につきましては、これは私的契約に係る基準であります。私的契約の手続として行われる指名競争入札、これに参加する者を指名するための基準であります。

それから、審査基準でございますが、こちらは行政処分に係る基準であります。許認可等の行政処分を求める申請があった場合に、その行政処分をするかどうかを条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準のことであります。

それから、陳情事項5について御説明いたします。行政手続条例2条1項3号の処分は、行政不服審査法1条2項の行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為に該当するかということですが、この行政手続条例2条1項3号の処分につきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、条例等に基づく行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為と定められております。

これは行政不服審査法1条2項の規定と歩調を合わせておりまして、その意味内容も異なるところはないと考えております。したがって、行政手続条例で定める処分に不服があれば、行政不服審査法の不服申し立てをすることは可能だと考えております。

続きまして、陳情事項6、行政手続条例2条1項3号の処分は行政事件訴訟法2条の抗告訴訟の対象となるかということでございます。抗告訴訟という言葉が出てまいりましたが、これは行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟のことでございます。行政手続条例2条1項3号の処分は、先ほども御説明いたしましたけれども、条例等に基づく行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為ということでございますので、この処分に不服がある場合は、抗告訴訟を提起することが可能となります。

以上でございます。

○委員長（押本 修君） 質疑を行います。

○委員（尾崎利一君） 今御説明いただきまして、市の見解としては、契約事務規則第5条における申請は行政処分ではないと。したがって、抗告訴訟の対象でもないということになるんだと思いますけれども、この陳情者は抗告訴訟の対象になるということで、一つ一つ明らかにしてくださいという趣旨の陳情だと思うんですね。

これは市の見解と陳情者の見解が違うということなんですが、これは立場が違えば見解が違うのはいたし方ないことで、私としては見解が違うのであれば、この陳情者の方が言われているように、抗告訴訟の対象となると考えるのであれば、抗告訴訟を起こして、そのことによって裁判所で決着がつけられる問題というふうに理解をするんですが、その点では議会がそこに介入する余地はないんじゃないかというふうに、私は今の説明を聞いて考えるんですが、その点についてちょっと市の見解も伺いたいと思います。

○総務部長（北田和雄君） 市の見解は先ほど申しましたとおり、契約事務に関する申請は私的間の対等な立場に基づく申請行為ですので、行政処分ではないという見解でございますので、それに対して法定的見解が異なるのであれば、その法定的見解を決めるのは司法ですから、司法の場で判断を求めていただきたいというのがやはり市の立場でございます。

以上です。

○委員長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

25第3号陳情 東大和市契約事務規則の「処分」に対する法令適用を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者なし]

○委員長（押本 修君） 起立なし。

よって本件を不採択と決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

---

午前10時12分 開議

○委員長（押本 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○委員長（押本 修君） 次に、所管事務調査、東大和市議会における災害対策に関すること、本件を議題に供します。

本日は、委員改選後初めての調査でありますので、委員の皆様にはこれまでの代表者会議における議論の経過と配付された資料を事前にお配りいたしました。また、前期の委員会で決定をいたしました議長宛ての所管事務調査通知書を改めてお手元にお配りいたしました。お手元にあると思います。

それでは、これまでの経緯につきまして、事務局から説明をいたさせます。

○議会議務局次長（長島孝夫君） それでは、所管事務調査事項、東大和市議会における災害対策に関することに関しまして、これまでの経過を御説明させていただきます。

昨年3月11日、市では東日本大震災から丸1年ということで、職員参集訓練並びに市民向けの防災講演会を開催いたしました。これを受け、市議会といたしましても、同日、議員参集訓練を行い、防災講演会にも参加いたしました。この件につきましては、昨年2月16日開催の代表者会議におきまして、事前に議員参集訓練について、並びに災害時における議員の対応についての両議題を検討いたしました。このときが今回の所管事務調査事項についての検討の最初のスタートでございました。

その後、本日の配付資料でございますとおり、代表者会議におきまして8回にわたり検討してまいりますとともに、各区市町議会における要綱や規程等を参考配付させていただきました。

その後の検討結果でございますが、それぞれの代表者の皆様の御意見に開きがございまして、一つにまとまるまでには至りませんでした。これが経過でございます。

そこで本年2月13日開催の代表者会議におきまして、総務委員会における所管事務調査といたしまして、引き続き御議論していただくということになり、本日を迎えた次第でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（押本 修君） 説明が終わりました。

それでは、御質問や今後の調査の進め方等につきまして、御意見があれば御発言のほうよろしくお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） 私も前回は総務委員会のほうに出させていただきます。この災害時における議員の対応等につきましては、他の自治体の資料等も皆様お手元にお持ちかと思うんですけども、マニュアルですとか、要綱ですとか、規約ですとか、さまざまな形ではありますけれども、この災害時にどうやって議会が対応していくかということ、やはり当市の議会におきましてもある程度の形を決めておく必要があるのかなというふうには考えております。

このことにつきまして、皆様からこの総務委員会の場におきまして、さまざまな御意見、代表者会議に出ておられた方もいらっしゃると思いますので、ぜひそういった形で、この場におきましても自由に御意見を述べていただきながら、それぞれ決着点を見つけていくという形にしていきたいなというふうに思っております。

この通知書にも書いてございますけれども、委員会で議論を行うと、必要に応じて担当部課に説明を求めるという形で議論を深めまして、私個人の希望としては、最終的には議会の対応の仕方について、他の議会のあり方も参考にしながら、一定の形を定めていくべきではないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（押本 修君） 御意見ございませんか。

○委員（蜂須賀千雅君） 私も前回総務委員会でしたので、その後うちの会派のほうでも話し合いをしましたが、いざ災害時のときに、災害対策本部から連絡事項等をいただく体制づくりだけは必要なかなと思っております、委員長のほうからいただきました文京区議会の例えば1ページから6ページぐらいまでのもの、ここまでちょっとつくってしまうと、我が市としてはちょっと今回はなかなか厳しいかなというふうに思いますので、多摩市議会の災害対策連絡会、この程度の内容であれば、要はいざ何かあったときに、まずそういう情報をいただきたいという体制だけはちょっとつくってほしいかなというふうなことはまとまったんですが、それ以上踏み込むような形は、今回はそこまではということで、ちょっと会派のほうでは話をしておりますので、その方向で、まずこういった形をつくるということを前提に、余り踏み込み過ぎないという程度で進めていければかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（押本 修君） 代表者会議のメンバーの方も複数いらっしゃいますので、私もずっとこの資料を見させていただいたんですが、一貫して皆さん同じことをおっしゃっていたような感じを受けますので、その辺もしよろしければ、メンバーいらっしゃいますので、いかがでしょうか。

○委員（中野志乃夫君） 代表者会議の続きみたいになりますけど、私はやっぱり基本的には必要ないという立場でずっと発言をしておりました。つまり、やっぱりいざ災害がどういう状況、今回の場合、大震災云々ということ、あとそれ以外の災害も含めてでしようけども、そういった場合を想定しているんですけども、例えば震災の例をとれば、当然市が早速動き出して、各地域でいろいろ、マニュアルもつくってありますから、動き出しますけども、一つはそこに議員がかかわる形でもっていった場合に、単純な言い方でいいますと、議員という立場からしてね、そういった市の職員の、言ってみればそういう災害救助の妨げになってしまうんじゃないかという懸念を持っています。つまり議員だからという形で変に気を使ってしまおうとか、職員のほうが。また、議員の人もそれぞれいろんな立場的に、こうすべきだということは当然言うでしょうから、その辺がどうなのかというので、逆にそういうことがないようにするというのだったら、またそういうことがないようにするというものをつくるんだったらまだいいですけども、それとあと現場ですね。やっぱり議員は、確かに一人一人がいろんな立場ありますし、議員自身がその地域の防災のほうの役割を担っている場合もあると思うんですね。あと、地域だけじゃなくて、自分のかかわっている団体、いろいろな関係で、どうしてもそこにすぐ急がなくちゃいけないとか、そういった個々いろいろな立場がありますから、一くくりで何かを決められて、内容がどうなるかわかりませんが、例えばどこかに集合しなさいとか言われたときに、それはいいのかどうか。その議員の持っている立場からすると、本来は真っ先にまずそのもとと関係ある団体の確認とか、そういったほうに急ぐべきだし、そういったことも考えると、わざわざそういったものをつくる必要があるのかなという。

最低限、連絡することぐらいは当然必要ですから、それはあつてしかるべきだと思います。ただ、これは別に震災時じゃなくても、うちのもしかして議会の中で、そういった緊急時は連絡を取り合うということは入っているんじゃないかと思うんですよね。そういった場合のマニュアルというんですか、その辺はちょっと後で確認したいと思いますけど、いずれにしてもあえてここまでのものをつくる必要があるのかどうかというのはちょっと疑問に思つて、この間論議を進めてきたと、私は聞いてきたところです。

○委員（尾崎利一君） 代表者会議は出てないですけども、代表者会議で総務委員会で議論をお願いしようということになったという経過は配付資料で読みました。それで、ただ私としては、やはり議会は議決機関だと思つているので、それで正式な機関である総務委員会で市議会における災害対策に関することという事項でこの問題を検討するということになると、ちょっとどうなのかなというふうに思つています。

というのは、議会は議決機関として存在をして、審議を行っているわけです。ただ、その議員がそういう災害時どうするかということで、その議決機関というところを離れて、自主的にお互いに相談して、これぐらいの決め事はしておこうよということは、それはそれであってもおかしくはないというふうに思いますが、その場合は総務委員会ではなくて、やはり代表者会議なり、自主的に議員として相談し合うというところで議論するのがふさわしい。総務委員会でやるとなると、ちょっと場違いになってしまうのではないかとこのように私は思うんです。所管事務調査ということでやろうということですが、審議するのは決まっていますので構わないんですが、私の意見としては、ここでやるということになると、ちょっとそぐわないのではないかとこの問題についての私の見解です。

○委員（二宮由子君） これ、代表者会議の議事録などを読ませていただくと、23ページの1月22日の代表者会議で、「総務委員会で議論してもらおうかと思つていますけれども、いかがでしょうか」ということで、皆さん「はい」ということで、代表者会議の中では総務委員会で議論してもらおうというふうに決定されておりますので、総務委員会のほうで議論をせざるを得ないのかというふうには思いません。

あと、私も代表者ではないんですけども、私の会派の代表のほうからいろいろ伺っておりますと、うちの会派的には、22名の議員がそれぞれ個々に災害対策本部なりに情報などを個人的に聞くよりも、議会として集約した、例えば先ほど中野委員もおっしゃってましたけれども、個々にいろいろと活動している中で、その情報を市に上げるのも個別ではなく、ある一定程度、一つ塊として議長が市のほうに情報提供するほうがスムーズではないかと思つておりますので、蜂須賀委員のおっしゃっていたような連絡会みたいなものは設けたほうがいいと思います。

以上です。

○委員（関田正民君） 私は代表者会議で一貫して必要ないという、わかりやすく言えば、なぜならば、これは議員一人一人立場は違いますから一概には言いませんが、私の場合は、あえて言わせていただければ、狭山自治会でこういう組織がちゃんとあります。自治会長を頭に全ての割り振りがあります。それから、行政のほうからも自治会に対して連絡が来るようなシステムになっているはずで、狭山の場合もなっています。

そこで私は何を言いたいかという、議員が、私の場合は議会より地元が大事です、災害があった場合。議会へ来るよりも、役所へ来るよりも、地元の困っている方の手伝いのほうが私は大事なんです。まず議員さんはみんなそうだと思います。それをあえてこういう肝心なときに縛られるようなことがあったら、行動が狭くなってしまう。やはりこれはあくまでも情報提供はお互いに必要です。必要ですが、そこには事務局という私たちの本部があります、災害対策の場合は、そこからの情報であり、そのときに、またうちのほうはこうです

よと、うちの近所もこうですよという情報交換をあえてお互いにすればいいことであって、今中野さんが言うように、一人一人の議員が来てどうこうやれば、やっぱり行政もそんなとき対応をしている場合じゃありません。やっぱり緊急の場合は緊急の、個人個人の対応の仕方があるわけですから、それを縛るということは、ただお互いに連絡のし合いということは大事ですよ。でも、それは何もこういう組織をつくらなくても、個々の判断でできるはずですよ。私はだからあえてこういうものは縛るものじゃないというのが私の代表者会議で一貫した答えです。今も変わりはありません。

○委員（尾崎信夫君） 私は議長という立場になっちゃうんであれですけども、基本的に考えているのは、やはり議会というのはそれぞれ市民から選ばれているわけでありますので、やはり議会が災害時にどういうことをするかというのは、基本的に対応の仕方はこうしているんだということは、市民の方にわかっていただくことが必要だと思っておりますので、決して、私の考えからすれば、何もそれぞれがそれぞれの立場で、災害時にどこどこ箇所に行っているとか、また自治会のほうのそういうあれで活動しているとか、さまざまあるんだと思います。大事なことは、東北の大震災を見ても、それぞれの災害の場所では1週間後とか、20日後、やはり全員協議会を開くとか代表者会議を開くとかやっております。ですので、例えば震度6以上の災害が起きたときにやはりそういう対応を、議会としても当然議員の安否、またそれぞれ代表者会議だとか、さまざま開かなければならないことがありますので、安否の確認、またはそれぞれの議員がどこにいるのかの確認をする意味でも、そういう体制をつくりながら、別に災害対策本部と同じように集まって、議会に集まってきてどうこうする話ではなくて、状況に応じて自分がどういう場所にいるかということの情報交換をしながら、またその必要な情報をいち早く議会ですべて、災害対策本部に報告するなり、それぐらいのことはやる必要があるんだらうと私は思っておりますので、そういう部分での対応の仕方を議会として考えておく必要があるのではないかと感じておりましたので、このような提案をさせていただいております。

決して全議員が集まって、必ずしも災害が起きて集まってこなければいけないということではなくて、それぞれがそれぞれの場所で活動しても、それは当然あるべき姿です。議員が率先してやるのは当たり前ですから。人がそこにいるのに、何も議員が手を出さないということはありません。その現場現場でそれぞれがそれぞれ動いているわけでありますので、その確認をしながら、その報告を受け、その対応の仕方、また災害の情報を流す。また、それぞれの議員さんが、何と言ったって議員さん、この市内全域に網羅されているわけでありますので、それぞれの地域の状況という情報をいち早く得られるのは議員さんのほうの情報も必要なのではないかと感じておりますので、そういう情報の収集、また安否確認、そしてそれぞれの災害本部の情報を提供する、また現場の情報を集めるということぐらいは必要があるかなと私は感じておりますので、ぜひそういう意味での議論を進めていただければありがたいと思っています。

○委員長（押本 修君） ありがとうございます。

○委員（関田正民君） ちょっと委員長の前に一言。

今、尾崎委員が言うように、そのことでいいんですよ。利一さんじゃないほうね。冗談はともかく、尾崎信夫委員が言うように、そのことは必要だと思うんです。だからって、あえて決まりをつくることもないし、ただしそういう場合は後で議長に連絡することは必要だと思うんですよ。やっぱり議長は責任者ですから、議員の中の。今は携帯ですから、今うちのほう、関田のほうはこうだよと、状態はこうだよということを事務局に、いわゆる本部になるでしょうから、事務局に電話する。そうすると事務局が全部の議員から、いわゆる例を挙げれば震度5以上のときには、まず事務局へ、自分は無事ですよとか、今私がいる場所はこうなっていますよ

ということの情報提供は必要だと思うんですね。だからといって、そのまとめたものを議長に言って、議長が後は判断をして、じゃこれはちょっとまずいなということがあれば、招集をかけて、そのぐらいのことは必要と思うんですが、だからといってあえてこういうものを、決まり事をつくっておけばいいことであって、絶対それがいざというとき実現できるかどうか、これもわからないわけですよ。実際にやったことないわけだから。ただし、こういうふうに3条、1条、2条とか一度決めると、やっぱりこれはもう従わなければなりませんので、申し合わせ事項というか、そういうことの決まりぐらいいはいいのかなと思います。

○委員長（押本 修君） ありがとうございます。

今回いただいている、昨年の2月16日の最初の議員の参集訓練についてというところから1年間、都合8回御提案があって、代表者会議のほうで話し合いが進められたという経緯があるんですけども、これずっと見せていただくと、今まさに皆さんがおっしゃったことがずっと綿々と続いているのは変わっていないですよ。まさにそれを初めて、きょうは初めてなんですけれども、これなくしては、皆さん全くそのとおりのことをおっしゃっていたので、ほぼ状況というのは皆さんわかっていたかかなというふうに思っています。

1点、ちょっと私のほうから大変申しわけないです、尾崎委員に質問なんです、よろしいですか。こういうの、していいのかもわかんないんですけど、当初、この議題が災害時における議員の対応についてという形で何回か議題に上がっているんですが、昨年12月18日から、これは第10回ですけれども、東大和市議会における災害対策支援本部設置要綱の制定についてという、具体的な形で上がっているんですが、この辺はどちら、具体的に要綱までということ御提案をされているのか、それともやはり単純に災害時に我々どうしようかという部分、本当に単純に、その辺どちらというふうにとったらよろしいんでしょうか。

○委員（尾崎信夫君） それは多分鶴ヶ島の要綱を出して、こういうことをやっておりますけれども、いかがですか。それから、その後、ここはちょっと本部を設置するとなっておりますので、ただ本部を設置して、災害対策本部の連携を図るために、議長はオブザーバーとしてそこに参加するような形になっているんだと思います。鶴ヶ島は。それだと非常になかなか厳しいところがあるということで、御意見はまともになかったということでもあります。

その後、二宮町議会の災害における要綱とか、沼津市議会は、これは地震・津波対策マニュアルになっておりますので、こういうふうなことぐらいの、いざというときにこうだよというぐらいのことが私は決めておく必要があるんじゃないかということで、いろんなものを outsizing させていただいておりますけれども、ぜひそこは議論を進めていただいて、やっていただけたらと思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（押本 修君） ありがとうございます。

一応、全体の形としては皆さんはしっかり認識されたように思うので、それを一つの形にまとめていくというのが今回我々が受けた部分ですので、答えを出していかなければいけないんですが、一つ感じたことは、最低限、何がしかの連絡をやり合うすべは必要ではないかなということだけは皆さんおっしゃっていますので、当然その線は守りつつ、それをどこまで膨らませるかということかなと思っております、いかがでしょうか。

きょうは、一応このあたりにしておこうというふうに思っています。

で、次回なんです、これはどうでしょうか、閉会中ということで委員会を持ちますか、それとも9月に持っていくのか、その辺御意見を伺いたいんですが。

○委員（蜂須賀千雅君） 9月でいいと思います。

以上です。

○委員（中野志乃夫君） 9月で結構だと思うのと、一つ、さっきもちらつと言いましたけど、うちの既に議会の中で、緊急時何かあったら議員との連絡とか、そういったものは、何かマニュアルとかそういうのはつくってなかったんでしたっけ。もしそういうのがあれば、ちょっとそれも出してもらって。

○委員長（押本 修君） それで、一応、これも皆さんにお諮りしようと思ったんですが、今回は総務の、防災のほうの担当にはもう出席していただいて、御意見を伺おうかなと思っているんです。それとあわせて、今のお話もあわせて説明がいただければなと思うんですが、いかがですか。それは今、ちょっと。

○委員（中野志乃夫君） 9月のときに、そのときにわかる資料を出してもらえればいいということで。

○委員長（押本 修君） 次回ということですね。

○委員（中野志乃夫君） 次回ということ。

○委員長（押本 修君） よろしいですね。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 災害時のマニュアルというお話があるか……。

○委員（中野志乃夫君） 災害時というよりも緊急時。災害に限らず、そのときの対応の仕方とか。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 緊急時のマニュアルがあるか否かというお話でしたが、特段そのためのマニュアルというのはつくっておりませんが、必要に応じてやはり各議員の皆様と安否確認等、それは状況に応じてやっぱりすることは必要かと思いますが、特段マニュアルというものはつくってはいません。

○委員長（押本 修君） 開催についてほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） じゃ、9月ということで皆さんよろしいですか。

それでは、閉会中にはこの件については開かないということで、次回は9月の議会での委員会開催ということで、よろしく願いいたします。

○委員（尾崎信夫君） これ、一番最後のページにあります災害対策、議会の対応については、これは去年の7月30日ですので、新しいものをぜひ次のときには、もう少し状況が変わっているんだと思います。

○委員長（押本 修君） それは事務局にですね。

○委員（尾崎信夫君） ええ、ぜひこれはまた一緒に。

○委員長（押本 修君） この部分です。近隣市の状況が恐らく変わってるであろうので、最新のものをお願いしたいということで、よろしく願いします。

じゃ、よろしいでしょうか。じゃ、9月の次回ということで。そのときに、防災のほうの担当を呼んで意見を伺うということもそれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） じゃ、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（押本 修君） これをもって、平成25年第3回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前10時38分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 押 本 修